

地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る 中期計画(第2期)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第38条の9第1項の規定に基づき、個人番号カード関係事務(同法第16条の2、第17条第3項並びに第18条の2第2項、第3項、第8項及び第10項から第13項までの規定により地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が処理する事務並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第39条第1項に規定する認証事務をいう。)の実施に関し、番号利用法第38条の8第2項第1号に規定する中期目標の期間(令和8年4月1日～令和13年3月31日)において、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のように定める。

I. 業務目標と取組方針(業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. マイナンバーカードの発行・運営体制及びシステムの強化に関する事項

① マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等

カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム(以下「マイナンバーカード関連システム」という。)について、申請動向に応じて、引き続き1月当たり最大約480万枚のカードを市区町村へ発送できるようにするとともに、迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送を、原則として14日以内に実施できるようにするための体制を整備する。また、マイナンバーカードの円滑な取得支援として、紛失等により速やかにカードを取得する必要がある者に対して、原則1週間で交付ができる特急発行の仕組みを円滑に運用するほか、1歳未満の者に係る顔写真なしマイナンバーカードの円滑な発行に努める。

また、マイナンバーカード関連システムについて、マイナンバーカードや電子証明書の発行・更新件数の増加に対応するため、必要な増強等を行うとともに、国の支援の下、安全かつ安定的な運営を実施し、システム稼働率99.9%以上の確保を目指す。加えて、拡張性に優れたシステムを効率的に構築するための技術の活用等について検討を行う。

住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、直近の入電状況やマイナンバーカードの申請受付状況等を踏まえた適正な席数を確保し、年間平均応答率95%程度の水準確保を目指す。ま

た、マイナンバーカードの保有枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、必要な体制を確保するとともに、オペレータの対応品質向上等、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進める。

② マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新

制度開始から10年となり、有効期限を迎えるマイナンバーカードや電子証明書が増加していることを踏まえ、想定する毎月のカード発行件数等に基づき、必要かつ円滑な更新が可能な体制の整備を行う。

マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう、更新対象(マイナンバーカード又は電子証明書)を明確にした通知書及びパンフレットを送付する等の工夫を行い、円滑な作成・発行に努める。

また、必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムについて、予防保守の強化や障害発生時のレジリエンス(障害復旧力)の強化、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に準拠したサイバーセキュリティ対策等を行うことにより、安全かつ安定的な運営を実施する。

加えて、電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて必要な対応を行う。

あわせて、次期マイナンバーカード導入後は、有効期限の最大1年前から更新可能となるよう必要なシステム改修・体制整備等を行う。

2. マイナンバーカードの利便性の向上に関する事項

① マイナンバーカードのスマートフォンへの搭載

令和8年度中にマイナンバーカードが保有している基本4情報等(氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真)のAndroid端末への搭載が実現されるよう、関係省庁等に協力し、技術的支援等を実施する。

また、基本4情報等の搭載及び移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載に係る機構の業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、住民の利便性向上につながるシステム改修・体制整備等の検討を行う。

② マイナンバーカードの国外継続利用

国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請について、令和8年度中を目処に実現するために必要な準備を進めるとともに、在外公館に統合端末を設置するためのシステム改修の検討を関係省庁の検討結果を踏まえて進める。

また、国外転出者向けマイナンバーカードへの旧氏及びその振り仮名の記載については、令和9年度中を目処に開始することとし、必要なシステム改修等を実施する。

そのほか、国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、住民の利便性向上や地方公共団体の事務効率化等につながるシステム改修・体制整備等の検討を行う。

③ マイナンバーカードへの氏名の振り仮名、ローマ字表記の追加

令和8年度中にマイナンバーカードへの氏名の振り仮名、ローマ字表記の追加を開始するため、必要なシステム改修・体制整備等を実施する。

運用開始後は、マイナンバーカードへの氏名の振り仮名・ローマ字表記に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、住民の利便性向上や地方公共団体の事務効率化等につながるシステム改修・体制整備等の検討を行う。

④ 運転免許証とマイナンバーカードの一体化

運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、住民の利便性向上や地方公共団体の事務効率化等につながるシステム改修・体制整備等の検討を行う。

⑤ 在留カードとマイナンバーカードの一体化

令和8年6月までに在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁と連携して必要なシステム構築・体制整備等を実施する。

運用開始後は、在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、住民の利便性向上や地方公共団体の事務効率化等につながるシステム改修・体制整備等の検討を行う。

⑥ 住民の利便性の向上等につながるアプリケーションの開発等

関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上や地方公共団体の事務効率化等につながるアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で行う。

⑦ 次期マイナンバーカードの導入

令和6年3月の「次期個人番号カードタスクフォース」の最終取りまとめ及び

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月 13 日閣議決定)を踏まえ、令和 10 年度中を目指し関連システムの対応等に十分考慮し、安全で利便性の高い魅力ある次期個人番号カードの導入に向け、必要なシステム構築・体制整備等を実施する。

また、運用開始後は、次期マイナンバーカードに対応した各種業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、住民の利便性向上や地方公共団体の事務効率化等につながるシステム改修・体制整備等の検討を行う。

⑧ 市区町村の事務の効率化を考慮したマイナンバーカードの発行・交付体制の効率化

「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」の検討結果を踏まえ、マイナンバーカードの交付前設定の集約処理等、市区町村が実施するマイナンバーカード関連事務の簡素化を図り、住民の利便性向上に加え、地方公共団体の事務の効率化に向けたシステム改修・体制整備等の検討を行う。

II. マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項

1. 効率的・効果的な組織体制の構築

マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、組織全体での知識の共有を推進し、機構の各部門の連携を強化等するとともに、働き方改革の推進、業務の DX 及び人材育成の強化等の基盤変革を進めることで、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行う。

また、マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行するほか、システム監視の強化と運用の改善が図られる組織体制を構築する。

さらに、災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、緊急時対応訓練を含め訓練の継続的な実施等により、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築する。

2. システム関連経費・調達効率化・合理化

マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求・執行の段階において、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得るとともに、十分に連携しつつ、発注者としての仕様管理、適

切な調達単位の設定や透明性のある技術・製品の導入など、公平性、競争性を確保するとともに、経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図る。

マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、定期的に調達の点検及び必要な見直しを行う。

マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に定めた「地方公共団体情報システム機構における契約に係る情報の公表に関する指針」(令和3年3月1日策定)に基づき、契約実績の公表を行う。

3. 働き方改革の推進による業務運営の効率化

マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークの推進やフレックスタイム制の導入により、職員一人一人が能力を最大限発揮できる環境を構築し、職員の柔軟で多様な働き方の実現に努める。また、ペーパーレス化の促進やフリーアドレスによる執務スペースの確保を実施するとともに、業務の電子化を推進することで、業務の質の向上及び業務運営の効率化を図る。

Ⅲ. その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項

1. 人材の育成・確保

マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、研修制度の充実や教育プログラムの最適化により、技術やニーズの変化に対応できる職員を育成する。また、国や地方公共団体など外部機関への職員派遣や人事交流、職責等に応じたライフサイクルを意識した職員研修の計画的実施、資格取得の促進等、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組む。

2. 適正な事務処理の確保

マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第 38 条の2第1項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第 39 条第1項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、機構処理事務及び認証事務の管理体制を構築し、機構処理事務特定個

個人情報等及び認証業務情報の安全管理措置等を適切に講じるとともに、機構処理事務特定個人情報等保護委員会及び認証業務情報保護委員会にその措置内容等について報告する。

3. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び地方公共団体情報システム機構個人情報保護規程(令和3年3月 31 日地情機規程第8号)並びに番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報を適正に管理するため、リスク管理委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢(個人情報保護マネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。

また、引き続き、プライバシーマークの付与を受け、JISQ15001 に適合した個人情報保護の水準を維持する。

4. 情報セキュリティ対策

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえ、地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ管理規程(平成 31 年3月 29 日地情機規程第5号)第 12 条の規定に基づく地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見直しを行う。

また、マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図るため、情報セキュリティ委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢(情報セキュリティマネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。

さらに、情報セキュリティについて、外部監査を受けるとともに、国家サイバー統括室による監査等に対応する。

5. 情報公開・情報発信の充実・強化

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)の趣旨を踏まえて定めた地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程(平成 29 年 11 月 14 日地情機規程第 22 号)に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執る。

また、機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体にとって分かりやすい情報発信を実施する。